

8 資産運用

(1) 資産運用を考える前に

資産運用は、定年後の生活を踏まえて構築した生活設計に沿って、計画的に行わなければ、充実したものとはなりません。また、その計画は、定年後における経済的な不安や健康面の不安、生きがいや孤独に関する不安などを解消し、家族を含めて幸せな人生を送ることができる内容とすることが望まれます。したがって、資産運用を検討するに当たっては、改めて生活設計を再確認しておく必要があります。

さらに、資産運用の対象となる金融商品は数多く存在し、今後も新たな商品が開発されることが見込まれます。そのため、常に新しい情報を把握するよう心がける必要があります。

(2) 資産の現状把握

退職後の家計状況を考える上では、あらかじめ自身の資産の現状を把握しておくことが肝要です。そのためには、まず家計の経済状況及び資産の状況について、この項の末尾にある別紙 1、2（128、129 頁参照）を用いて整理しておくことが有効です。

また、ゆとりのある退職後の生活を送るためには、住宅購入資金などの高額な支出に備え、将来の生活に即した計画的な資産形成や運用を、定年前から適切に行っておくことも重要となります。

(3) 資産運用の基本（金融商品の性格）

定年前に貯蓄を行う場合はもとより、定年後に大事な資産を効率的に運用するためには、金融に関する基礎的な知識が欠かせません。金融商品を選択する際には、資産の使用目的を明確にするとともに、それぞれの金融商品の特性を理解しておくことが重要です。

一般に、金融商品には「流動性」「安全性」「収益性」の 3 つの性格があるといわれていますが、これら全てに優れた商品は存在しないという原則があります。

ア 流動性

換金性や利便性とも呼ばれ、資金を現金化しやすい性質のことを指します。日常生活費や急な出費に備える資金は、流動性の高い商品で運用することが適しています。銀行の普通預金など、自由に資金を出し入れできる点が重要な要素となります。

イ 安全性

確実性とも呼ばれ、元本や利息の支払いがどの程度確実であるかを示す性格です。

住宅取得資金や教育資金、老後資金など、使用目的が明確な資金については、安全性の高い商品で運用することが基本となります。普通預金よりも利回りが高い定期預金や個人向け国債、債券（国債・社債）などがこれに該当します。運用期間は概ね2年から10年程度で、住宅資金、教育費、自動車の購入資金など、使途が決まっている資金に適しています。

ウ 収益性

利殖性とも呼ばれ、利息や値上がり益、運用益の大きさを重視する性格です。収益性を重視した商品は、余裕資金で運用することが望めます。株式、株式投資信託、外貨預金などが代表的で、運用期間に定めがない商品が多いのが特徴です。定期預金などに比べると安全性は低くなりますが、余裕資金を投入し、長期的に運用することで比較的高い収益が期待されます。

(4) 資産運用のポイント

ア 分散投資

今後の生活設計を踏まえ、「流動性」「安全性」「収益性」それぞれの特性を活かしながら、資金を分散して投資することが重要です。一般に、投資者の年齢が若いほど収益性に、年齢が高くなるにつれて安全性に重点を置くのが望ましいとされています。

イ 商品の分散

どれほど魅力的に見える商品であっても、一つの金融商品に資金を集中させるのは避けることが適当です。元本保証の商品であっても、金融機関の破綻リスクを考慮する必要がある時代となっています。

価格変動リスクのある商品に投資する場合には、商品の特長を十分理解した上で、複数の性格の異なる商品に分散投資し、リスクの軽減を図ります。例えば、株式に投資する場合、保有する銘柄の業種や企業を分けることで、値下がりリスクを抑えることができます。なお、企業を分散して保有していても業種が同一である場合には、十分な分散効果が得られないことがあります。また、株式投資信託についても、商品が異なっても運用対象が類似していれば分散効果は小さくなります。商品の分散は、内容の異なる商品を組み合わせる行うことが肝要です。

ウ 時間の分散

価格変動リスクのある商品や外貨建ての金融商品に投資する場合には、銘柄の分散に加え、購入時期を分散することで、さらにリスクを軽減する効果が期待できま

す。時間分散を行うことで、平均購入単価を引き下げることが可能になるためです。

例えば、株価が500円の時に購入し、次に400円の時に同じ株数を購入すると、平均購入単価は450円になります。有利に見える商品であっても、一度に多額の資金を投入するのではなく、運用状況を確認しながら時間分散で購入することも検討に値します。

エ 金利の変化と貯蓄選択

金融商品には、預入時の利率や利回りが満期まで変わらない固定金利の商品と、市場金利の動きに応じて利率などが変化する変動金利の商品があります。一般に、低金利の局面では変動金利で預入期間の短い商品を選び、高金利の局面では固定金利で預入期間や満期までの期間が長い商品を選択することが基本的な考え方とされています。

オ 単利と複利

最初の元本のみに利子が付くことを「単利」といいます。一方、元本だけでなく利子も再投資することで、その利子にも利子が付くことを「複利」といいます。複利の効果は、金利が高いほど、また、期間が長いほど大きくなります。

(5) 金融商品のリスク

金融商品はいずれも、リスク（将来の結果が不確実であること）とリターン（収益）を伴います。一般に預貯金のようにリスクが低い商品はリターンも低く、株式などのようにリスクが高い商品ほどリターンも高くなるという関係があります。リスクが低く、かつ、高いリターンが得られる理想的な金融商品は、基本的に存在しません。金融商品にいわゆる「うまい話」はないといえます。

主なリスクとしては、次のようなものがあります。

ア 信用リスク

元本や利息の支払いが滞ったり、支払い不能に陥ったりする可能性のことです。具体的には、金融機関や企業、国などの発行体が破綻し、その結果として支払い不能などが発生する可能性のことを指します。

イ 価格変動リスク

購入した商品の価格が変動し、換金時の受取金額が当初の投資金額を上回る場合もあれば、下回ることもあるというリスクです。株式や株式投資信託、転換社債、国債などは、日々の取引によって価格が変動します。その結果、預貯金に比べて大きな利益を得られる可能性がある一方で、損失を被る可能性もあります。

ウ 為替変動リスク

外貨預金をはじめ、外国の債券や株式、外貨建て投資信託など外貨建ての商品を日本円に換金する際、商品の安全性や価格、利息とは別に、為替の変動によっては損益が生じる可能性があります。

エ インフレリスク

物価の上昇率が金融商品の運用利回りを上回る可能性のことです。物価の上昇率が高くなると、実質的な資産価値が目減りすることになります。

オ カントリーリスク

外国の債券や株式などに投資を行う場合、前述のリスクに加え、投資先の国の政治情勢や経済状況によって、資金が目減りしたり、回収不能に陥ったりする可能性があることをいいます。政治情勢が安定し、経済が堅調な国ではカントリーリスクは低いと考えられますが、政治や社会経済が不安定な場合には、カントリーリスクは高くなります。

(6) 金融商品の運用

株式や債券といった金融商品など、保有資産の構成内容を「ポートフォリオ」といいます。この「ポートフォリオ」を構成する際には、資金を分散して複数の商品を組み合わせる運用することが重要とされています。

こうした考えを個人の資産運用に当てはめると、資金は次の3つに分類し、それぞれに応じた運用商品を選択していくことが望ましいと考えられます。

ア 生活のための資金

生活費や病気など不慮の支出に備えるための資金は、生活費のおおむね6か月分くらいを目安として、すぐに換金できる預・貯金などで運用します。

イ 使用予定のある資金

住宅購入資金、車購入資金、家族旅行資金など、決まった時期に使用する予定のある資金は、使用時期までに確実に換金できるよう、元本の安全性の高い定期預貯金などの商品で運用します。

ウ 余裕資金

上記ア、イ以外の資金は、基本的に長期（おおむね10年以上）で運用できる余裕資金と考え、5年から10年程度で満期となる債券（国債、公社債）を中心に、株式、株式投資信託、外貨預金、不動産投資信託などの比較的风险の高い商品を組

み入れて運用します。

(7) 資産運用商品の主な種類

ア 預貯金

安全性や流動性を重視し、資産を守るという側面での資産運用に位置付けられます。

預金保険制度（126頁参照）により、1,000万円までの元本と利息が保証されており、加えて、いつでも引き出せるという安心感があります。一方、1,000万円を超える資金を一つの金融機関に集中させる場合には、金融機関破綻時のリスクも考慮し、十分な検討が必要です。

なお、外貨預金は預金保険制度の対象外であり、為替変動リスクがあります。為替相場の動向によっては、満期時の元本（円換算額）が預入時を下回る場合があるほか、両替時には為替手数料も発生します。

預貯金は、一般的に収益性は低い（△）ものの、安全性・流動性は最も高い（◎）とされています。

イ 債券

債券とは、元本の返済と定期的な利息の支払いを約束して発行される有価証券です。

国、地方自治体、公共機関が発行するものを「公共債」といい、「国債」や「地方債」などがあります。企業が発行するものは「社債」と呼ばれます。

債券は、発行体の信用度が高いほど利率は低く、信用度が低いほど利率は高くなる傾向があります。国債や地方債は比較的安全性が高い一方、社債は発行企業の破綻リスクがあるため、購入時に企業の信用力を確認する必要があります。

債券は、発行元が破綻しない限り満期まで保有すれば通常元本割れはありませんが、市場での価格は日々変動しているため、途中で換金する場合には元本割れの可能性があります。

また、個人向け国債のように、中途換金時には直近2回分の利子（税引前）相当額が差し引かれることになるなどの条件もあるため、内容やリスクを十分に理解した上で購入することが重要です。

債券の安全性は、国債・地方債は高く（◎）、社債は発行企業によります。一般に、流動性は低め（△）で、収益性は預金より高く、株式より低い（○）とされています。

ウ 株式

株式は、ハイリスク・ハイリターンの代表的な投資対象です。

株価の変動によって短期間で利益を得られる可能性がある一方、大きな損失を被る可能性や、株価の大幅な下落により売却が困難になる場合もあります。そのため、株式投資は余裕資金で行うことが基本です。

投資に当たっては、株式投資の基本知識を身につけ、投資先企業について十分に調査した上で行う必要があります。さらに、投資先企業の分散や購入時期の分散を行い、一度に大きな損失を被らないよう留意することが重要です。

株式は、安全性は低い（△）ものの、高い収益性（◎）が期待でき、流動性は高い（○）とされています。

エ 投資信託

投資信託は、多くの投資家から集めた資金を一つのファンドにまとめたものです。運用の専門家が債券や株式などに分散投資し、その運用成果を投資額に応じて分配する商品です。多くの投資信託は1万円程度の少額から投資でき、初心者でも始めやすい商品ですが、債券型、株式型、バランス型など多くの種類があるため、どのような金融商品に投資しているのかを確認する必要があります。超低金利の環境下で比較的高い収益を求める場合、選択肢は株式投資信託、不動産投資信託、外貨建て投資信託などに限られてくるため、自身の投資方針（目標とする利回りなど）を明確にし、一定のリスクを理解した上で投資することが求められます。

なお、投資信託には購入時手数料、信託報酬、信託財産留保額、解約手数料など各種の費用がかかり、長期運用では収益に大きく影響することがあります。目論見書等で事前に確認することが重要です。

投資信託の収益性、安全性は、投資対象によって異なり、流動性は高い（○）とされています。

オ 外貨建て商品

外国の高利回りの債券や投資信託は、日本の低金利環境下では魅力的に見えますが、情報が十分でない場合もある海外の国や企業が発行する金融商品に投資する場合には、発行体の安全性を十分に確認する必要があります。加えて、為替変動リスクにも注意が必要です。円高が進行すると、高利回りの商品であっても元本割れを起こす可能性があります。

カ NISA（ニーサ・少額投資非課税制度）

NISA（Nippon Individual Savings Account）は、平成26年1月に開始された制度で、「NISA口座（非課税口座）」内において、毎年一定金額まで購入した

株式や投資信託などから得られる配当金、分配金、売却益が非課税となる制度です。途中での売却は、いつでも可能です。

NISA口座は、同一年において、一人一口座しか開設することができません。

① 現行制度（令和6年1月～新NISA）

「つみたて投資枠」と「成長投資枠」を併用することができます。

【つみたて投資枠】

年間投資枠は120万円で、非課税期間は無制限です。「成長投資枠」と合わせた非課税保有限度額の総枠は1,800万円となります。投資対象は、金融庁の基準を満たした長期・積立・分散投資に適した一定の投資信託に限られます。

【成長投資枠】

年間投資枠は240万円で、非課税期間は無制限です。非課税保有限度額は総枠1,800万円のうち1,200万円です。投資対象は上場株式や投資信託等ですが、整理・監理銘柄などの一部の商品は除外されます。

② 旧制度（令和5年12月まで）

「一般NISA（非課税投資金額の上限120万円／年、非課税期間は最長5年間）」又は「つみたてNISA（非課税投資金額の上限40万円／年、非課税期間は最長20年間）」のいずれかを選択する制度でした。新NISA制度へのロールオーバーはできませんが、旧制度で購入した商品については、新制度の枠外で非課税措置が適用されます。

※ 詳しくは、金融庁のNISAのサイトをご覧ください。

<https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/about/index.html>

キ iDeCo（イデコ・個人型確定拠出年金）

iDeCo（イデコ・個人型確定拠出年金）は、自分が拠出した掛金を自分で運用し、資産を形成する年金制度です。掛金は原則として65歳になるまで拠出可能（なお、令和8年12月からは、一定の条件の下で、70歳未満まで拠出可能となる予定です。）であり、60歳以降に老齢給付金を受け取ることができます。

加入者が毎月一定額（現在の公務員の上限は月2万円（令和6年12月から））を拠出し、定期預金、保険、投資信託などの金融商品で自ら運用し、60歳以降に年金又は一時金として受け取ります。原則として60歳まで引き出すことはできず、途中で解約することもできませんが、

- ① 掛金額すべてが所得控除となることによる所得税・住民税の軽減
- ② 運用益が非課税
- ③ 受取時に「公的年金等控除」や「退職所得控除」の対象となる

といったメリットがあります。

金融機関によって取扱商品や手数料（加入時、運用期間中、受取時）が異なるため、資料を取り寄せるなどして、比較・検討することが重要です。

※ 詳しくは、イデコ公式サイトをご覧ください。（<https://www.ideco-koushiki.jp/>）

ク その他

上記以外にも種々な金融商品がありますが、詳細な説明は省略します。自身で商品のメリット、デメリットを十分に理解した上で、資産運用をご検討ください。

(8) 金融機関の利用者保護制度（ペイオフ制度）

ア 預金保険制度（銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫など）

預金保険制度は、預金等を取り扱う金融機関が破綻に陥った場合に、預金者を保護する制度です。預金保険制度は、政府・日本銀行・民間金融機関の出資により設立された預金保険機構によって運営されています。

当座預金などの無利息・要求払い・決済サービスという3つの条件を満たす預金は全額保護の対象となっています。一方で、それ以外の預金は全額保護されるわけではありません。一つの金融機関について1,000万円を超える預金がある場合、預金者1人当たり元本1,000万円とその利息までが、預金保険機構から保険金として支払われます。このように、元本1,000万円までとその利息のみが保護され、それを超える部分については保護されない仕組みを、一般に「ペイオフ」といいます。それを超える部分については、金融機関に財産が残っていれば支払われることになっています。

なお、金融機関が破綻した場合には、まず破綻金融機関の預貯金等を譲り受ける救済金融機関を探し、その際、必要な資金を援助する方法がとられます。その後、必要に応じてペイオフの方法がとられることになっています。

イ 日本投資者保護基金

日本投資者保護基金は、金融商品取引法に基づいて設立された法人です。証券会社が顧客から預かる有価証券や金銭は、金融商品取引法により、証券会社の経営資産とは分別して保管することが義務づけられており、万が一経営破綻しても、原則として全て返還されることになっています。

それでもなお、顧客資産の円滑な返還が困難だと認められた場合には、基金から、1人1,000万円を上限として補償されます。

ウ 保険契約者保護機構

保険契約者保護機構は、保険業法に基づいて設立された法人で、生命保険契約者保護機構と損害保険契約者保護機構があります。破綻した保険会社の保険契約を引き受ける救済保険会社に対して資金援助を行うほか、救済保険会社が現れる見込みがないときは、機構が保険契約を引き受ける、または、機構が設立する承継保険会社に保険契約を承継することにより、契約の継続を図ります。ただし、その場合、契約内容が変更される可能性があります。

(9) 金融商品をめぐるトラブル

金融分野の自由化が進むにつれ、さまざまな金融商品が登場しています。その仕組みも複雑で、パンフレットなどに一度目を通しただけでは理解できないものが多いため、金融商品を巡るトラブルが発生することもあります。仕組みをよく理解してから購入を考えるべきでしょう。

なお、金融サービスの利用者保護を図るため、平成12年に「金融商品の販売等に関する法律（現：金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律）」が制定されており、次の3つの柱があります。

- ・ 金融商品を販売する業者は、その商品のリスクなどの重要事項について、消費者の理解力に応じて説明する義務があります。重要事項には、元本割れのおそれや解約可能期間の制限などがあります。
- ・ 消費者が被害を被った場合には、消費者は、販売業者の説明義務違反とそれによって損害を被ったことを立証することで、損害賠償請求を行うことができ、これまでより損害賠償請求の際の負担が軽減されています。
- ・ 販売業者は、消費者の知識や経験、財産の状況に配慮した勧誘を行うことが求められており、また、勧誘の方法や場所、時間帯を考慮して勧誘することが義務付けられています。

また、金融商品の契約に限らず、事業者と消費者との契約一般については「消費者契約法」により、事業者と消費者との契約一般が対象とされています。事業者が「事実と異なる説明をした」、「確実に儲かるといった断定的な説明をした」、「不利となる重要な事項を説明しなかった」などの行為があった場合には、契約を取り消すことができます。ただし、これらの法律は主に民事上の責任に関するものであり、事業者に対する直接的な行政上の罰則は設けられていません。

自身に合った金融商品を見つけて資産を運用していくためには、今まで以上に金融商品に関する知識が必要になってきています。単に利回りが高いとか、他の人が儲かったからといった理由だけで購入することは避け、商品をよく理解する努力をし、仕組みが理解できてから購入を考えるべきです。当たり前のことですが、自身の資産は他人任せにせず、自らの判断で守ることが重要です。

(別紙 1)

家計の月間・年間収支状況(年 月 日現在)

(単位：千円)

収入内訳		収入月額	期末勤勉手当等	収入年額
給与(手取り)	計			
	夫			
	妻			
預貯金等利息				
その他の収入				
年 金 (夫)				
年 金 (妻)				
収入合計 (A)				

支出内訳		支出月額	臨時支出	支出年額
食 料				
住 居				
光 熱 ・ 水 道				
家具・家事用品				
被服及び履物				
保 健 医 療				
交 通 ・ 通 信				
教 育				
教 養 娛 楽				
小遣い、交際費				
そ の 他				
支出合計 (B)				

収支差 (A) - (B)			
---------------	--	--	--

(別紙2)

資産の状況(年 月 日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
預貯金 ()		住宅ローン	
		その他の借入残高	
定期預金 ()			
有価証券 ()			
不動産 ()			
その他 ()			
合 計		合 計	